

インボイスの実施中止を  
消費税は5%に減税を  
大軍拡・大増税を止めよ  
税務相談停止命令制度は  
廃止を

# インボイスは実施中止を、消費税は5%に減税を 全国一斉宣伝行動で長岡各界連が三条民商とともに訴え

政府がインボイス制度を実施するとしてい  
る10月1日が迫る中、消費税廃止各界連絡会  
(消費税廃止各界連)は8月下旬、全国一斉  
宣伝行動を実施しました。

新潟県では長岡市と新潟市で行動。長岡市  
では、長岡民商が事務局を務める「消費税を  
なくす長岡各界連絡会(長岡各界連)」が25  
日昼、アオーレ長岡前歩道にて署名・宣伝行  
動を実施しました。三条民商から坂井鉄雄会  
長、小川知子事務局長が駆けつけ、ともに行  
動しました。

合同経理事務所所長・星野克男税理士の訴  
えを皮切りに、日本共産党・服部耕一長岡市  
議、新日本婦人の会長岡岡支部・土田美佐子支  
部長らが次々と発言。インボイスや消費税の  
矛盾を指摘し、「10月に実施すべきはインボ  
イスではなく、消費税5%への減税」とアピ  
ールしました。

三条民商・坂井会長、小川事務局長もマイ  
クを握り、「私たちは中小事業者の団体だ。イ  
ンボイスが実施されたら、多くの中小事業者  
が商売を続けられなくなってしまう。インボ  
イス実施中止、消費税減税のため、署名にご  
協力を」と訴えました。

コロナ下を上回  
るペースで中小企  
業の倒産が増えて  
います。売上が戻  
らず、コロナ向け  
融資の返済や物価  
高騰に多くの事業  
者が苦しんでいま  
す。しかし、政府  
は支援を行うどこ  
ろか、実質的な増  
税であるインボイスを実施しようとしていま  
す。こんな悪政は許せません。長岡民商・長  
岡各界連は、これからもインボイス中止と消  
費税減税を訴えていきます。



左から三条民商・坂井会長  
小川事務局長、長岡民商・酒井  
光男会長

長岡民商の運動が商工新聞本紙に掲載  
ぜひお読みください!

商工新聞今週号(9月4日号)の本紙P7  
「北から南から」に、長岡版7月31日号で  
お知らせした「インボイス制度への対応を  
考えるセミナー」の模様が掲載されていま  
す。ぜひお読みください。

また、長岡民商では8月以降、インボイ  
スに関する相談が増えていきます。お電話の  
うえ、お早めにご相談ください。

## インボイスと「経過措置」 所得税の計算について

インボイス制度が実施されると、本則課税  
を選択している消費税課税事業者の仕入税額  
控除にはインボイスの保存が必要です。

その一方で、「経過措置」があります。ま  
た、所得税の計算には、受け取った請求書や  
領収者が「インボイスか、インボイスでない  
か」は関係ありません。次の①、②を確認し  
てください。

①インボイス制度「経過措置」について  
受け取った請求書・領収者がインボイスで  
なくとも、

2023年10月〜2026年9月は80%  
2026年10月〜2029年9月は50%  
の仕入税額控除が可能です。受け取った請求  
書や領収者がインボイスでない場合は、この  
「経過措置」を利用することができます。

但し、2029年10月以降はインボイス  
でないと仕入税額控除不可となります。

②インボイスと所得税の計算について  
「インボイスでなければ、所得税上も仕  
入・経費として認められないのでは」という  
不安の声が寄せられることもあります。所  
得税の計算では、インボイスも、インボイス  
でない請求書・領収書も、仕入れ・経費に算  
入することができます。